



贈収賄禁止規程

目次

最高経営責任者のメッセージ.....	3
1. 一般規定.....	4
1.1. コファスは、贈収賄を一切許しません.....	4
1.2. 本規程は、最低限の基準を定めるものです.....	4
1.3. 法的枠組み.....	4
1.4. 贈収賄とは何か？.....	4
1.5. 不適切な利益とは何か？.....	5
1.6. どのような受取人について注意すべきか？.....	5
1.7. 官僚が関与する贈収賄の特徴.....	5
2. 特別規.....	5
2.1. 贈答品および接待.....	5
2.2. ファシリテーション・ペイメント.....	6
2.3. 政治的な寄付.....	6
2.4. ロビー活動.....	6
2.5. 慈善および後援活動.....	7
3. 実務的なガイダンス.....	7
3.1. コンプライアンス・オフィサーに相談しなければならないことが明らかな状況の例....	7
3.2. 自問しなければならない事項のチェックリスト.....	7
3.3. だれに助言を求め、または報告すべきか？.....	7
3.4. 贈収賄禁止規程に反する可能性のある行為または行いに対する注意喚起の方法.....	8

最高経営責任者のメッセージ

コファスは、全世界において、倫理的かつ責任ある方法によりすべての業務を遂行するべく取り組んでいます。よって、当社は、いかなる形の腐敗も許さないというゼロ容認の方針を採用しています。

本贈収賄禁止規程は、腐敗の防止における問題や遵守すべき原則を記載しています。本規程は、リスクのある状況を発見するのを手助けし、当社の業務における腐敗への対処方法に関するガイドとなるものです。

本贈収賄禁止規程は、コファスの全従業員に適用されますが、コファスの代理である仲介業者にも適用されます。我々一人一人の誠意が、コファスの評判や当社の顧客との持続的な関係の構築の基礎となります。当社は、当社の決定、当社の行為、そしてそれらのもたらす結果、それらすべてに責任を負います。

コファス・グループの持続性のため、各自が注意を払い、この重要な問題に個人として関与していただきますようお願い致します。

[署名 XD]

1. 一般規定

1.1. コファスは、贈収賄を一切許しません

コファスは、あらゆる点において贈収賄を認めないゼロ容認の方針をとっており、現地法にかかわらず、官民を問わず、一切の贈収賄を禁止しています。

本贈収賄禁止規程（「本規程」）は、フランスならびに世界各地のすべてのコファスの支店および子会社におけるコファスの全従業員に適用されます。

本規程において、従業員とは、コファスで勤務するすべてのレベルのあらゆる個人を指し、特に、執行役員や上級幹部、正社員、臨時社員、コンサルタントや研修生も含まれます。

1.2. 本規程は、最低限の基準を定めるものです

本規程は、コファス・グループの全エンティティに適用されるべき最低限の基準です。

- 本規程と現地エンティティの規定との間に相違がある場合：コファスの現地エンティティの規定において、現地法により明示的に要求されるのでない限り、本規程より低い基準を設定することはできません。コファスの現地エンティティが、本規程より高い基準の規定を設定している場合には、二者のうちより厳格な規定が適用されるものとしします。
- 本規程と現地法との間に相違がある場合：現地法の基準が本規程より低い場合には、本規程が優先すべきものとしします。本規程の遵守が現地法に抵触する場合には、現地法が優先されるべきものとしします。

1.3. 法的枠組み

すべての国において、贈収賄は、公務員への賄賂の提供という犯罪行為です。多くの国々の法律において、民間セクターにおける贈収賄も犯罪とされています。未遂であっても、それが成功した場合と同等とみなされ、単なる未遂であっても犯罪にあたります。

贈収賄に対する処罰は、賄賂を提供した者または会社ばかりでなく、加担者にも適用されます。贈収賄行為に関与した個人は、懲役および罰金を科せられる可能性があります。企業に適用される処罰には、重い罰金、請負契約に入札する資格の喪失、ライセンスの喪失、会社の解散、不正取引から得た金銭の返還義務等、取引上、財務上または行政上のものがあります。

1.4. 贈収賄とは何か？

本規程において、贈収賄とは、業務の遂行において、ある行為を実行させるよう、または実行させないようするための、私人または公人に対する不適切な利益の申し出もしくは約束または提供（贈賄）あるいは私人または公人からの不適切な利益の懇願もしくは要求または受領（収賄）と定義します。

本規程において、実際のものであるか、みなしによるものかを問わず、公人の影響力を利用すること（地位の悪用）も、贈収賄の範囲に含まれるものとしします。

1.5. 不適切な利益とは何か？

不適切な利益とは、何らかの価値を有するものである場合であり、現金、現金相当物、商品およびサービス、贈答品、旅行、娯楽、接待、昇進もしくは称号、契約の付与、正式な許可、または行政上の決定が含まれますが、これらに限られません。

不適切な利益は、直接的な場合（例えば、賄賂、不適切なコミッションまたはキックバック、ファシリテーション・ペイメント、豪華な贈答品または利得、水増し請求）も、間接的な場合（例えば、政党への寄付、慈善および後援活動、雇用の申し出）もあります。

1.6. どのような受取人について注意すべきか？

本規程において、不適切な利益の受取人とは、官僚である場合や、民間セクターの社員である場合があります。それらの者の近親者（家族等）または関係法人（基金、ダミー会社等）である場合もあります。

1.7. 官僚が関与する贈収賄の特徴

公務員が関与する贈収賄は、コファスが業務を行う全ての法域において刑事犯罪とされています。官僚の定義は、該当する国の法律によって異なります。コファス・グループの本社が所在するフランスの法律では、官僚とは、次の者を意味します：

- 公権力を有する立場にある者（国家または地方自治体の代表者、公務員、執行官、公職にある者、司法官等）；
- 公務を委託された者：公共の利益に係る任務を負う者（裁判所により任命された破産管財人、清算人、政府当局に助言するか、またはその要請により行為する委員会もしくは組織の職員、公的機関の職員等）；
- 選挙により選出された者（国会議員、地方議員）；
- 司法官（裁判官、書記官、調停人、または仲裁人）；
- 外国、欧州または国際機関の官僚（階級にかかわらず、報酬を受けるか否かを問いません。）。

2. 特別規定

2.1. 贈答品および接待

相応なビジネス上の贈答品や接待は、当社がビジネスパートナー間の良好な仕事上の関係を構築し、維持し、また発展させる上で一助となることがあります。それにもかかわらず、贈答品や接待の提供や授受は、不適切な場合には、贈収賄禁止に関する法令の違反となる場合があります。

上記の理由により、第三者との間で贈答品や接待を受け入れ、または提供する前に、各従業員は、自らがコファスによって定められ、場合によっては現地エンティティによって適用された下記のガイダンスに従って行動していることを確認すべきです。

- 従業員は、いかなる形態であろうと（例えば、現金、小切手、銀行送金、商品券、割引券）、顧客、サプライヤー、仲介業者または第三者である相手方との間で、金銭を直接または間接に与えたり、受け取ったりすることを厳しく禁止されています。

- 従業員は、コンプライアンス・オフィサーによる事前の書面による承諾なく、官僚との間で、いかなる形態であろうと、贈答品または利得を直接または間接に与えたり、受け取ったりすることを厳しく禁止されています。
- 禁止されていない限り、民間セクターの社員から受領した、または当該社員に対して与えられた贈答品および利得は許可されます。ただし、関与する従業員は、3ヶ月という期間内において、(i) 単価が 200 ユーロ以上またはそれに相当する金額であるか、(ii) 累積的な総額が 500 ユーロ以上またはそれに相当する金額である贈答品または利得（「許容贈答品」）については、コンプライアンス・オフィサーに事前に連絡して、相談するものとします。
- 許容贈答品は、必ず業務上の住所に送付されなければなりません。贈答品が誤って個人的な住所に送付された場合には、その価値を問わず、コンプライアンス・オフィサーに報告されなければなりません。
- 贈答品または利得は、完全な透明性と誠意をもって、恩恵を期待することなく提供されなければなりません。

2.2. ファシリテーション・ペイメント

コファスは、ファシリテーション・ペイメントを禁止しています。

ファシリテーション・ペイメントは、それを支払う者が法律上またはその他の理由（例えば、契約条項、業務上の慣例、または法律の規程）により、受ける権利を既に有している通常の行政サービスの処理を、促進するために与えられる利得のことです。

例：官僚が、法律により、許認可を与える義務を負うにもかかわらず、その処理を速めたり、ブロックさせないためにファシリテーション・ペイメントが行われない限り、そのような行政上の許可の交付を遅延させる場合。

このような支払は、大半の国の贈収賄禁止に関する法令に基づき違法であり、自国の法律によりファシリテーション・ペイメントの例外を設けている国でさえ、賄賂とファシリテーション・ペイメントの違いを証明するのは困難であるといえます。

ファシリテーション・ペイメントの支払を拒否することにより、あなたまたはその他の従業員が重大なリスクにさらされるような状況にある場合には、あなたは、直ちに自らのコンプライアンス・オフィサーにそれを報告すべきものとします。

2.3. 政治的な寄付

コファスは、政党または政治家を支持しません。コファスは、コファスのための政治的な寄付を厳しく禁止しています。

2.4. ロビー活動

ロビイストの利用は、当該ロビイストがコファスの代理であることを完全に開示する場合にのみ許可されます。ロビイストとの契約には全て、この情報を開示する義務をロビイストに課す規定が含まれなければなりません。

2.5. 慈善および後援活動

慈善および後援活動は許可されており、また推奨されます。それにもかかわらず、かかる活動に参加する前に、コファスの各従業員は、支援を受ける法人の目的が贈収賄を隠すことにならないことを確認しなければなりません。また、個人に対して寄付を行ってはならないものとします。

3. 実務的なガイダンス

3.1. コンプライアンス・オフィサーに相談しなければならないことが明らかな状況の例

- 宣伝用物品の形態による場合もある、200 ユーロ以上もしくはそれに相当する金額の贈答品または物品の供与または授受
- 無償または大幅に値引きされた価格での、200 ユーロ以上もしくはそれに相当する金額の価値の文化的、芸術的またはスポーツのイベントへの招待
- 無償または大幅に値引きされた価格での、200 ユーロ以上もしくはそれに相当する金額の価値の、ビジネスまたは娯楽を目的とする旅行への招待
- 「実体のないダミー」会社を介した緊急かつ変則的な現金支払の要請
- 第三者のための多額の費用の決済のための緊急かつ変則的な資金提供の要請
- 通常より高額であるか、通常と異なる方法（例：別の勘定または法域）で支払われたコミッション
- 契約に基づく著しい水増し請求（合理的な理由のない場合）
- 顧客から要請された保険料、コミッションまたは価格の著しい減額（合理的な理由のない場合）
- サプライヤーまたは仲介業者に支払われる価格の著しい減額（合理的な理由のない場合）
- 政府調達に関する契約のための官民の会社との非公式な会議
- ファシリテーション・ペイメントの要求

3.2. 自問しなければならない事項のチェックリスト

- その贈答品または招待は、他者に知られたら困るようなものではありませんか？
- あなたのビジネスパートナーに悪い評判はありませんか？
- 違法な手段への関与を回避することができますか？
- 自主的な決定を下すことができますか？
- 自らの上司に告げることができますか？
- 取引の開示をためらうような理由がありませんか？
- 相手に有利な決定を下した場合に、その見返りとして個人的な利益を得ることはありませんか？
- 取引の適法性について疑念はありませんか？

3.3. だれに助言を求め、または報告すべきか？

上記について、従業員が助言を求めるか、自らが直面している状況を報告しなければならない場合には、次のいずれかの者に対してそれを実行することができます：

- 現地のコンプライアンス・オフィサー；または

- 地域のコンプライアンス担当幹部；または
- グループのコンプライアンス担当取締役。

該当するコンプライアンス・オフィサーは、かかる事項を極秘扱いとし、必要であれば、実施すべき行為についてガイダンスを提供するものとします。

贈収賄の禁止、発見および報告は、コファスのために、またはコファスとともに働く者全員の責任です。あなたが贈収賄の被害者である場合には、自らのコンプライアンス・オフィサーにできる限り早急に報告することが重要です。本規程の違反により、懲戒処分の対象となる場合があります。

3.4. 贈収賄禁止規程に反する可能性のある行為または行いに対する注意喚起の方法

何らかの行為または行いが、コファスの贈収賄禁止規程または贈収賄禁止に関する法令に違反しているか、違反するであろうと判断する合理的な根拠による理由があなたにある場合には、報復または懲戒処分を恐れることなく、下記のいずれかの経路により誠意をもって報告することが可能です。

- 直接か間接かを問わず、あなたの経営幹部；
- 国、地域またはグループのいずれかのレベルのコンプライアンス・オフィサー；
- 国、地域またはグループのいずれかのレベルの監査担当者。

報告は、完全な秘密保持扱いとされ、誠意をもってなされた報告の全てについて調査が行われません。